



主な内容

平成30年4月1日発行

国民健康保険の県単位化について ／第2期データヘルス計画などの策定について ／異動の届け出はお済みですか？	P2～3
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の引き下げについて	P4
国民健康保険税(暫定賦課)の納税通知書について ／安心・便利な口座振替	P5
CKD(慢性腎臓病)について	P6

発行・編集：塩竈市健康福祉部保険年金課 ☎355-6497

加入者の皆さんにとっての
身近な窓口は
これまでどおり市町村です。
これからも安心して
国民健康保険を
お使いください！



桜葉子姫

平成30年4月から
塩竈市と宮城県が
協力して国民健康保険を
運営します！



詳しくは
2～3
ページを
ご覧ください！

平成30年 塩竈市と宮城県が一体となって

なぜ宮城県も運営に加わるの？

国民健康保険(以下、「国保」という。)は、勤務先の健康保険などほかの医療保険に加入していない人が加入する医療保険です。これにより、国民皆保険制度が実現されています。

しかし、国保は、勤務先の医療保険などと比べると、高齢者の割合が高く、加入者の所得水準が低いといった、構造的な課題を抱えています。

今後も国保制度を維持していくために、宮城県も保険者に加わり、市町村とともに国保事業のさらなる安定化を目指します。

塩竈市と宮城県の役割分担

塩竈市と宮城県は、次のように役割分担して国保運営に当たります。

	塩竈市の役割	宮城県の役割
財政運営	●国保事業費納付金を宮城県に納付	●財政運営の責任主体 ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営
資格管理	●地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証の発行など)	●国保運営方針に基づき、事業の効率化・標準化・広域化を推進
保険税の決定 賦課・徴収	●宮城県が算定した標準保険税率などを参考に国民健康保険税率を決定 ●国民健康保険税の賦課・徴収	●市町村ごとの標準保険税率を算定・公表
保険給付	●保険給付の決定・支給	●保険給付に必要な費用を全額、市町村に対して支払い ●市町村が行った保険給付の点検
保健事業	●加入者の特性に応じたきめ細かい保健事業の実施	●市町村に対し、必要な助言・支援



入学・就職・転勤のシーズン

異動の届け出はお済みですか？

届出内容		必要なもの
加入するとき	職場の健康保険を脱退したとき	職場の健康保険を脱退した証明書、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード※
	転入したとき	印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード※
	子どもが生まれたとき	印鑑、母子健康手帳、マイナンバーカードまたは通知カード※
脱退するとき	転出するとき	被保険者証、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード※
	死亡したとき（葬祭費の支給手続）	被保険者証、印鑑、会葬御礼のはがき、喪主名義の通帳、マイナンバーカードまたは通知カード※
	職場の健康保険に加入したとき	国民健康保険の被保険者証、職場の健康保険の被保険者証、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード※
そのほか	ほかの健康保険の被扶養者になったとき	印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード※
	後期高齢者医療制度に加入したとき	特に手続きは必要ありません
	住所・氏名・世帯主が変わったとき	被保険者証、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード※
	修学のため転出するとき	被保険者証、在学証明書（原本）、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード※
	被保険者証をなくしたとき	印鑑、身分を証明するもの、マイナンバーカードまたは通知カード※

*マイナンバー通知カードの場合は身分の確認ができるものが必要です。

問 保険年金課給付年金係
355-6503

4月から 国民健康保険を運営します

問 保険年金課保険総務係 355-6497

主な変わること

高額療養費の多数回該当の該当回数が都道府県単位で通算され、負担が軽減されます

医療費には自己負担限度額が設けられており、これを超える高額な負担になった場合、申請して認められれば、限度額を超えた分が高額療養費として、後から支給されます。さらに、過去12カ月以内のうちで高額療養費に4回以上該当した場合には、限度額が引き下げられます。これを「多数回該当」といいます。

これまで市町村をまたいで転居した場合、国保の資格喪失となるため高額療養費の該当回数は通算できませんでした。しかし、平成30年4月以降は、都道府県内の市町村国保であれば、住所異動による資格喪失とならないため、該当回数が通算できるようになります。



変わらないこと

国民健康保険のしくみが変わっても、身近な窓口はこれまでどおり市町村です

●医療の受け方は**変わりません**。

●国民健康保険税も、これまでどおり、お住まいの市町村に納めます。

●各種申請や届け出なども、これまでどおり、お住まいの市町村の窓口で行います。

●現在お持ちの被保険者証の切り替えなどの新たな手続きはありません。

●特定健康診査などの保健事業も**変わりません**。

注意
都道府県が保険者に加わっても、都道府県内の別の市町村に引越しをすると、引越し前の被保険者証は使えなくなります。引越し先の市町村で新しい被保険者証を発行してもらうことが必要です。

加入者の皆さんにとっては、これまでと**変わりない**で
おじゃる！



源内りかま

塩竈市国民健康保険

第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画

「第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画」を策定します。

この計画は塩竈市国保加入者の医療の状況を分析し、特定健康診査などの保健事業を効果的に実施するため、策定するものです。

計画書は策定次第、市ホームページにも掲載予定です。

実施事業

- 特定健康診査事業
- 特定保健指導事業
- 特定健康診査未受診者対策事業
- がん検診事業(国保助成事業)
- 人間ドック・脳ドック費用助成事業
- 糖尿病性腎症重症化予防事業
- 受診行動適正化指導・薬剤併用禁忌防止事業
- ジェネリック医薬品差額通知事業



問 保険年金課保険総務係 355-6497

国民健康保険税

税率を

平均
11.04%
引き下げ
ます！

4月の暫定賦課は、
平成29年度の国民健康保険税額を基準に
計算しています。

引き下げ後の新税率は7月の本算定賦課から反映します。



すし麿

平成30年4月から、国民健康保険県単位化が始まり、宮城県が財政運営の責任主体となります。(詳しくは2~3ページ)宮城県は、市町村における国保加入者の所得や医療費水準から納付金を定め、その納付金を集めるのに必要な標準保険税率を定めます。市町村はその標準保険税率を参考に国民健康保険税率を決定し、賦課・徴収を行います。

本市では、今回、主に本市の国保財政調整基金を効果的に活用し、平成30年度から下図のとおり税率を引き下げます。平均改定率は11.04パーセント減です。今後も皆さんの健康・生活を支え、安心して医療サービスを受けられるよう、県とともに事業の健全運営を進めていきます。

問 (税率改正の内容について)
保険年金課医療係 355-16497
(税額の計算について)
税務課諸税係 355-15916



所得割額 被保険者の基礎控除後の総所得金額 \times 6.40% (7.20%)	均等割額 被保険者数 \times 23,100円 (24,000円)	平等割額 1世帯につき 18,300円 (24,000円)
所得割額 被保険者の基礎控除後の総所得金額 \times 2.60% (2.95%)	均等割額 被保険者数 \times 9,000円 (9,600円)	平等割額 1世帯につき 7,500円 (8,800円)
所得割額 被保険者の基礎控除後の総所得金額 \times 2.00% (2.20%)	均等割額 被保険者数 \times 9,000円 (9,200円)	平等割額 1世帯につき 5,400円 (7,200円)

後期高齢者医療保険料は、加入者の皆さんに均等に負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して個人ごとに決まります。この均等割額と所得割額の額・率(保険料)は、各都道府県単位で構成される後期高齢者医療広域連合で2年ごとに設定されます。

平成30・31年度保険料

$$\text{年間保険料額} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

年間保険料額
限度額 **62万円**
(57万円)
※100円未満切り捨て

均等割額
1人当たり
41,400円
(42,480円)

所得割額
賦課のもととなる所得
(旧ただし書き所得) \times 所得割額率
8.02%
(8.54%)

- 所得の少ない方や後期高齢者医療保険に加入する前日に被用者保険(社会保険、共済組合、健保組合)の被扶養者だった方は、軽減措置が受けられます。
- 平成30年度の保険料額は、平成29年中の所得に基づいて計算し、7月末までに通知します。

問 保険年金課医療係 355-6519

国民健康保険税(暫定賦課)納税通知書

4月中旬にお届けします!

年度中に世帯主が75歳を迎える場合、
特別徴収は行いません

年度中に世帯主が75歳を迎え、後期高齢者医療制度へ加入する場合、
その年度の特別徴収は行いません。
4月から普通徴収により納付いただきます。

仮徴収 平成29年度の2月の税額と同額					本徴収 平成29年1~12月の所得から計算した 税額から仮徴収税額を差し引いた額							
特 別 徹 収	1期	2期	3期		4期	5期	6期					
納付する月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普 通 徹 収	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期

暫定賦課
平成29年度の税額を基に計算

本算定賦課
平成29年1~12月の所得を基に計算

引き下げる
新税率で
計算

※平成30年4月からの加入などにより、暫定賦課および仮徴収税額を算定できない方には、7月に本算定の納付書を送付します。

普通徴収(納付書や口座振替)で
納付されている方

平成30年度の国民健康保険税(暫定賦課)納税通知書を4月中旬に送付します。

コンビニエンスストアでの納付も可能ですので、納め忘れのないようお願いします。

特別徴収(年金からの差し引き)で
納付されている方

特別徴収となる要件を満たす場合は、国民健康保険税を年金支給日に年金支給額から差し引きます。これを「特別徴収」といいます。
対象世帯には、4月中に仮徴収税額の通知書を送付します。

特別徴収となる要件
次のすべてに該当すること。
①世帯主が国保加入者で65歳以上の年金受給者であること
②世帯内の国保加入者全員が65歳以上であること
③年金支給額が年額18万円以上であること
④年金支給額が年額18万円以上であり、かつ介護保険料との合算額が年金支給額の2分の1を超えないこと

国民健康保険窓口一部負担金・介護保険利用者負担額免除措置の終了について

東日本大震災で被災された方を対象とした国民健康保険の窓口一部負担金および介護保険の利用者負担額の免除措置は、平成30年3月31日で終了しました。

ただし、東京電力福島第一原子力発電所事故により避難指示区域等から避難してきた方に対する免除措置は、平成31年2月28日まで継続します。

問 国民健康保険について…保険年金課給付年金係☎355-6503
介護保険について…長寿社会課介護保険係☎364-1204

問 税務課諸税係☎355-15916

市・県民税の申告はお済みですか?

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の計算、高額療養費や軽減判定のために、世帯主を含めた世帯全員分の所得の申告が必要です。申告がお済でない方は、お早めにお願いします。



ご注意ください!

- ※各納期限の40日前までに申し込みください。
- ※振替日当日(納期の最終日)に口座残高が振替額に満たないときは、振替を行いません。後日送付する「振替口座不能通知」で納付をお願いします。
- ※国民健康保険から後期高齢者医療保険に健康保険が変わり、保険料を口座振替で納付する場合、再度申し込みが必要です。

問 税務課納税推進室☎355-5964
保険年金課医療係☎355-6519



安心・便利な口座振替!

各納期限に指定の口座から自動的に引き落としされるので、金融機関に出向く必要がなく、忘れずに納めることができます。

■申し込みは市内の各金融機関で(口座をお持ちの金融機関)

七十七銀行 杜の都信用金庫 北日本銀行 東北労働金庫
岩手銀行 仙台銀行 ゆうちょ銀行(郵便局)
宮城県漁業協同組合塩釜総合支所 JA仙台多賀城支店

■申し込みに必要なもの

納税通知書(納付書) 通帳届出印 預貯金通帳
口座振替依頼書(市内金融機関窓口に設置)

まだ大丈夫だと思っていませんか？

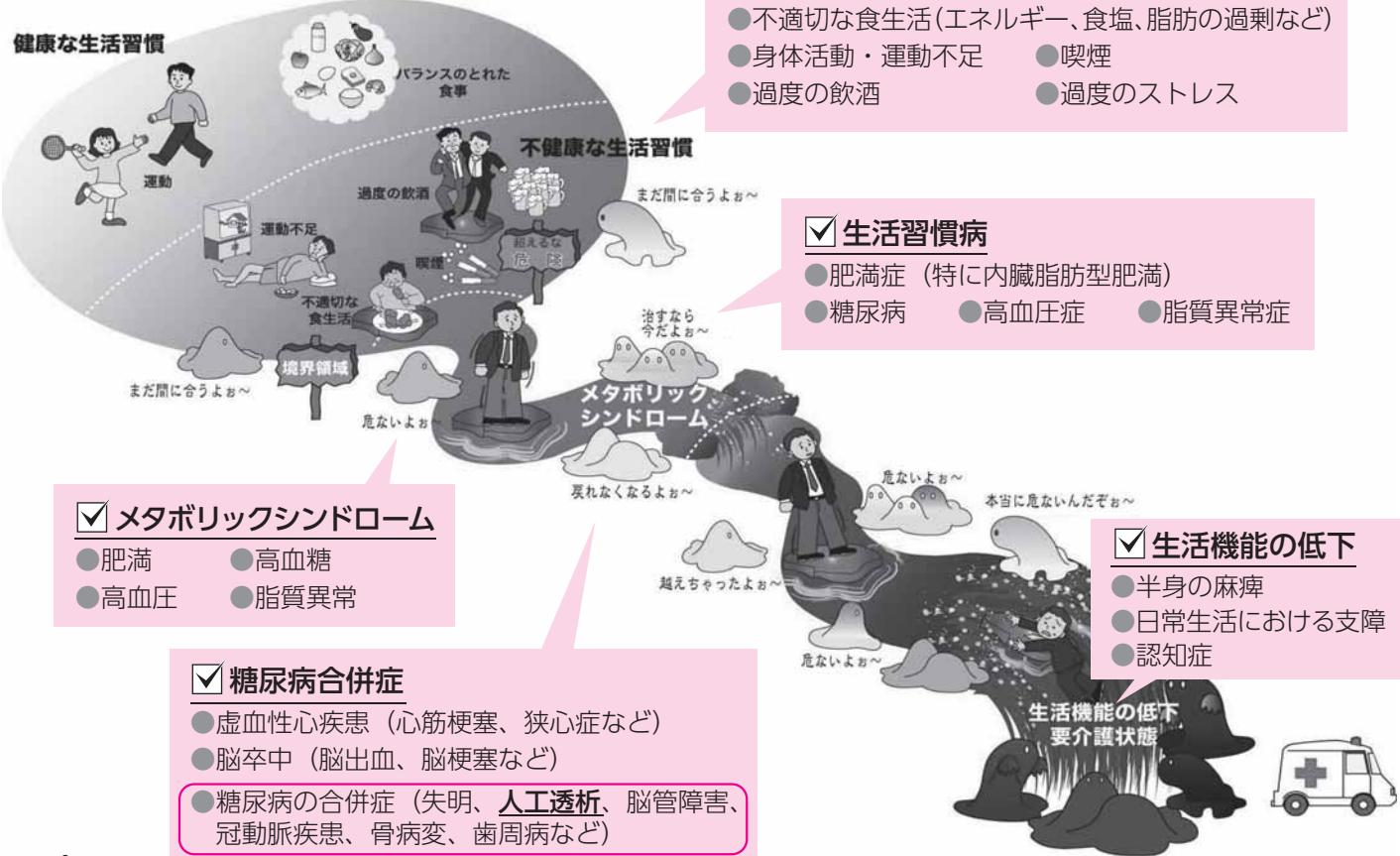
—CKD(慢性腎臓病)という病気はご存じですか??—



CKD(慢性腎臓病)が増えています。

高血糖状態を放置すると、ほとんど自覚症状がないまま、血液中で増えたブドウ糖が全身の血管を少しづつ傷つけていき、さまざまな生活習慣病の原因となります。CKD(慢性腎臓病)の一つである糖尿病腎症は、悪化すると腎不全に陥り、人工透析や腎臓移植などの治療が必要になります。

《生活習慣病のイメージ》



(出典：厚生労働省
生活習慣病対策室)



人工透析患者の実態（対象診療年月は平成28年4月～平成29年3月診療分）

塩竈市の人工透析患者の分析を行った結果、起因が明らかになった患者のうち、
69.1%が糖尿病を起因として透析となる糖尿病性腎症であることが分かりました。

血糖コントロールで重症化防止！

- 1) 血管に余計な刺激を与えない
高血圧などほかの病気も改善する
禁煙も重要
- 2) 余分なエネルギーを取り込まない
食事、お酒、間食の量や食べる時間などを見直そう
- 3) 急激に血糖値を上げない
食べる順番を工夫しよう
- 4) 血糖を身体活動で消費する
身体活動を1日10分増やそう

早期発見しなければ回復できません…!! 健診異常値を放置していませんか??

「手足のむくみ」などの症状が現れた段階では、進行を抑えることが難しくなり、回復は困難となります。特定健診で異常が見つかった方、異常がなくても前年よりも数値が異常値に近づいてきた方は、放置せずに生活習慣を見直し、重症化を防ぎましょう。

特定保健指導は健診の結果により、保健指導が必要な方にご案内が届きます。ぜひ、活用ください。

問 健康推進課(保健センター)☎364-4786